

令和5年度 南大隅町議会定例会9月会議 会議録（第2号）

招集年月日 令和 5年 4月 4日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 5年 4月 4日

開 議 令和 5年 9月 8日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	11番 大坪満寿子議員
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 浪瀬敦郎議員	9番 大村明雄議員	13番 松元勇治議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：（11番）大坪満寿子 議員 （12番）木佐貫徳和 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君
（書記）木佐貫 里子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中之浦伸一君
副 町 長	竹 野 洋 一 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
教 育 長	山 下 四 郎 君	教育振興課長	松 山 隆 広 君
総 務 課 長	熊 之 細 等 君	税 務 課 長	畦 地 茂 穂 君
支 所 長	坂 口 達 郎 君	町民保健課長	戸 島 和 則 君
会 計 管 理 者	黒 江 鳴 美 君	農業委員会事務局長	木 佐 貫 公 子 君
企画観光課長	愛 甲 真 一 君	総務課課長補佐	古 殿 裕 一 郎 君
建 設 課 長	中 村 喜 寿 君	総務課係長	原 琢 磨 君
		総務課係長	若 松 勝 男 君

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和5年 9月 8日 午前 11時55分

議 事 日 程

(一般質問)

日程第 1 一 般 質 問

< 休憩 : 議会議事堂において全員協議会 >

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 承認第 2 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 5 号) の
専決処分の承認について

(議案上程、説明、質疑)

日程第 3 報告第 9 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 6 号) の
専決処分について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 同意第 1 5 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件

日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

日程第 6 議案第 1 0 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 議案第 1 1 号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設
置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例制定の件

日程第 8 議案第 1 2 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体の名称の変更及び同組合規約の変更について

(議案上程、説明)

日程第 9 議案第 1 3 号 令和 5 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 7 号) に
ついて

日程第 1 0 議案第 1 4 号 令和 5 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算
(第 2 号) について

日程第 1 1 議案第 1 5 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定)
特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 1 2 議案第 1 6 号 令和 5 年度南大隅町介護保険事業 (サービス事業勘
定) 特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 1 3 議案第 1 7 号 令和 5 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

日程第 1 4 議案第 1 8 号 令和 5 年度水道事業会計補正予算 (第 2 号) に つ い
て

▼開 会

議長（松元勇治議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたのでご了承願います。

▼日程第1 一般質問

議長（松元勇治議員）

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

まず、木佐貫徳和議員の発言を許します。

[12番 木佐貫 徳和 議員 登壇]

12番（木佐貫徳和議員）

おはようございます。8月に発生しました台風6号により町内の至るところの道路は寸断され、通行止めの箇所もまだ多数ありますが、一刻も早い復旧を願うところでもあります。また、人的被害がなかったのが、何よりでした。農地などの農業被害も多少あり、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回の一般質問は、佐多地区にある老人福祉施設が規模を縮小したり、一部サービスを廃止されると聞き、次の質問をいたします。

老人福祉施設の運営についてであります。①項目目、佐多地区の老人福祉施設について規模を縮小し、デイサービスなどが廃止されると聞いたが、その概要を把握されているのか伺います。②項目目、規模の縮小やデイサービスが廃止されると、現在の利用者が困ると感じるが、今後、町としてどのように対応されるのか伺います。以上で、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

おはようございます。一般質問2日目ですが、よろしく願いいたします。

それでは答弁させていただきます。

木佐貫徳和議員の第1問、老人福祉施設の運営についての第①項、佐多地区の老人福祉施設について規模を縮小し、デイサービスなどが廃止されると聞いたがその概要を把握されているか伺うとのご質問でございます。当該老人福祉施設は、佐多地区における老人福祉サービスの中心的役割を担っていただいているところでございますが、デイサービス等の在宅福祉事業を廃止し、特別養護老人ホームのみを縮小のうえ継続されると把握いたしております。

12番（木佐貫徳和議員）

これから高齢化率はますます上がっていくことは予想されるわけですが、介護認定を受けて、そこの施設を利用したいという方は今後ますます私は増えると感じ

じるんです。そのような中、規模の縮小やデイサービスの廃止をされると聞いて、時代の流れに逆行してるのではないかと非常に危惧しているわけであります。

そこで、今町内の老人福祉施設、根占地区・佐多地区にそれぞれ何名入所されて、併せて、入所待機者というのがいらっしゃると思うんですけど、どれぐらいいらっしゃるんでしょうか。それとまた、デイサービスの利用者もどの程度登録されているのか、根占地区・佐多地区利用されてるのか、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

町長（石畑博君）

ただいまのご質問の詳細な数値については、担当課長のほうに答弁させます。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

今、ご質問をいただきました部分でございますが、特別養護老人ホームです。

根占地区で入所者数が59名、待機されてる方が56名です。そのうち、56名の待機者のうち、南大隅町民の方が47名いらっしゃいます。

同じく、特別養護老人ホームで佐多地区でございます。入所者数が24人、待機者が22人。この22人のうち南大隅町民の方が17名でございます。

次に、デイサービスです。登録者数が根占地区が90名で、1日平均の利用者数が大体22名程度。佐多地区のほうに登録者数が50名、1日平均利用者が10名というところでございます。

12番（木佐貫徳和議員）

ありがとうございます。佐多地区のこの施設は、平成元年に供用が開始されているようであります。当初の有床定員は50名ですね。それで、そこを半分の25名程度に縮小されてるということでもあります。通所デイサービスも、現在介護認定を受けてる方が今50名と言われましたけども、長い方で往復1時間以上かけて通所されていらっしゃいます。これ以上の車ではとても無理だということで、その規模の縮小やデイサービスの廃止を原因は何かというのを、町長はその施設管理者と何か説得の材料とかそういう協議はされなかったんでしょうか。お伺いいたします。

町長（石畑博君）

佐多地区のこの老人施設の件については、退職をされた職員の方、当該施設ですね、そしてまた、議員も含めまして一般の町民の方々からも色んなご意見をいただいております。それを踏まえまして、私も直接真寿園にお伺いしまして、理事長、そしてまた、事務長等を踏まえて同席していただいて話に行きました。

その中で、今こういったご意見が要望があるということもお伝えしました。その中で、施設のほうから言われたのもそれぞれの理由もございまして、退職したのちの職員補充に対して希望の応募者がいないということで、現状では、施設の職員数にあった入所者でないとならないということがございまして、デイサービスにつきましても、これは鹿児島県が所管ですけども、鹿児島県にもうお届けをされていらっしゃるいましたので、その件についても何とか手立ての方法はないかということでお話も詰めていったんですけども、社会福祉施設としての諸般の事情があって、同施設内に新たな事業者と一緒にすることはこれ法律上できないということから、現状では今施設の意向としては、特別養護老人ホームのみの運用ということで当面は

いきたいということでお話を伺ったところであります。

再三、この要望もしましたけれども、今現状ではそのお答えしか出来ないということでございまして、ちょっと今のこの介護保険サービスを受けられないという方もいらっしゃる中で何とか、というご要望もしましたけれども、現状ではということでそういった回答でございました。そういった状況でした。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

介護職員の大量退職が原因であると言われてきましたけど、施設内部のことは我々がどうこう言える事ではないんですけども、開設当初は県の認可ですよ。そうした時、こういうのは届けだけではなくて県の指導というのはお願いできないんでしょうか。担当課のほうは、何かそういう県にお願いはされたのはいらないんでしょうか。

町長（石畑博君）

私と一緒にいくときに鹿児島県にもご同行いただけないかというお願いもしましたけども、県としてはそれは出来ないというような回答でございました。併せて、補足の説明を担当課長にさせます。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

まず、当該施設は、当然県の許認可であったわけですので、今回の規模縮小であるとか、サービスの停止についても、県のほうに届け出がされているというところでございます。それを踏まえまして、県としましては、先ほど町長からありましたとおり、面談にはちょっと同行は願えませんでしたけれども、指導としては、施設を利用されてる方にしっかりと説明をする。その後のサービスについての手立てです。その辺もしっかり対応をなささいという指導を県はしているというふうに承知しております。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

私も、今そのデイサービスを廃止されるのであれば、その施設を利用して別な法人が出来ないかと一瞬感じたんですけども、今町長が法的に出来ないということであれば、どのような理由か分かりませんが、どうしようもない。もったいないことはもったいないと思うんですね。

それで、このデイサービスを2回行ける人が1回にお願いされて、1回しか出来ませんよと言われて非常に困って、ついには廃止ということなんですけども、2、3名の方からどげんかならんとなというのを相談を受けました。

そして、現在は、鹿児島市から月に2、3回独り暮らしの親の様子を見るために帰って来ると。それで、週2回デイサービスに行かせてもらって少しは安心していただけど、もうそれが無くなると自分が住んでるところでどっか施設で見つけて、そこで利用してもらえないと。それで、もう連れて行って住所を変えるしかないなあという話もされた方もいらっしゃいました。

そして、人口は高齢の方が減っていくというのも懸念されます。併せて、そのデイサービスがある日に、お世話になる方は介護される方は買い物やら用事を済まされる方もいらっしゃいます。そのような時、社協のヘルパーを増やさなければいけないなという方もいらっしゃいました。現在ですね、そういう方もいらっしゃると思うんですけど、それを社協の利用というのを廃止になって以降増やした方がいら

っしゃるんでしょうか。それを把握されていらっしゃいますか。

町長（石畑博君）

今おっしゃるとおり、ヘルパーが必要な方も多数いらっしゃる中で、昨日の後藤議員の一般質問でも最後答弁しましたけれども、やはり、募集をする中で集まっていけないというのが実情でございます。やっぱり最終的には、ヘルパーの方々のいわゆる繰り返しになりますけれども、待遇等を改善をしていかないと今の国の指針のみの待遇ではなかなか集まっていけないと。また、ご高齢のヘルパーの方もいらっしゃいまして、もう明日は自分も介護の身だという方まで今頑張っているところがございます。これにはもう喫緊の課題ですので、社協、併せてヘルパーの方々の待遇改善はしていくべきだという部分に、もうギリギリじゃないかなという気もしております。補足して、介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

社協の社会福祉協議会のヘルパーの関係ですけれども、今回の佐多地区でのデイサービスの廃止に伴ってのことですけれども、新規の申請というのは無かったということです。

ホームヘルプサービスの回数を増やした方、それまで週1回だったのを週2回に増やした方、これが4名いらっしゃいます。それから、サービス内容の変更、これはこれまでは掃除などの生活援助だったものを身体介護・入浴のほうに内容を切替えた、それが1名いらっしゃる。合計5名。いずれも佐多地区でデイサービスをご利用されていた方だというふうに聞いております。

12番（木佐貫徳和議員）

先ほど町長も申されましたように、これからヘルパー利用も増えることが予想されますので、社協も大変苦勞されてるとお聞きしてますので、このヘルパーの待遇改善にも是非努めていただきたいと思います。先ほども申しましたけども、往復1時間以上の車の移動はなかなか大変で、仮に根占地区の施設の方々が受入れてもいいですよということを言われましても、それ以上の車の移動ではもう行きたくないという方が多いようです。そこで、そこだったらどっか佐多の地区に小さなデイサービスの施設でも考えたらどうかと私は思うんですけど、次の質問をお願いいたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

木佐貫議員の第1問第②項、規模の縮小やデイサービスなどが廃止されると、現在の利用者が困ると感じるが、今後町としてどのように対応をされるのか伺うとのご質問でございます。

高齢者の方々が住み慣れた地域で、生活を維持していくためには、福祉サービスは不可欠でございます。在宅福祉サービスは、社会福祉法人等の事業者により提供されておりますが、行政といたしましても、可能な限り支援し、これ以上のサービス停滞を招かないように努力をしております。

現状といたしましては、佐多地区でのデイサービス事業の実施について前向きな

ご回答をいただいた事業者との調整、また、今9月会議に上程しております条例の一部改正等、体制づくりについて進めているところでございます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

是非、佐多地区でのその通所デイサービス事業を検討いただきたいと思っておりますけれども、今町長の答弁によりますと、どこかの法人が見つかり、やりたいという話が進んで、町と協議をしているということで理解していいのでしょうか。

町長（石畑博君）

まだ内々の話ではございますけれどももう前向きな形で、佐多地区ご出身の方がそういった何とかしようというご意向をお持ちですので、お願いをさせていただいているところでございます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

はい、了解しました。是非、検討いただきたいと思えます。

次にですね、条例の一部改正等を9月議会で考えておられるということですが、どっか町の施設をその通所デイサービス事業をやるということで検討されていらっしゃるのでしょうか。お尋ねいたします。

町長（石畑博君）

これまで急々な検討でございましたので、この検討経緯等を踏まえまして介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

今、町長からもありましたとおり、前向きな回答をいただいた事業者の方と色々調整はさせていただいているところでございます。その中で、佐多地区内でどこでするかという話になるわけですがけれども、基本的には町外の事業者様でございますので、そもそもそういう施設をお持ちではありません。その中で我々も検討をしまして、設備として1通り揃っているのが佐多の山村交流センターだというふうに判断をしまして、今そちらのほうを何とか使えるかなということで話を進めているところでございます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

私も、色々この件に関して調べてみました。通称デイサービス事業の事業所開設の基準というのが厚労省からマニュアルが出てまして、大きく4つに分けられるようであります。まず1番目が、必ずこれは株式会社、有限会社、または社会福祉法人でなければならないということでもあります。

次に、人員に関する基準、運営に関する基準、設備に関する基準と、4項目を守っておれば許可になるということでありました。その施設利用者の人員によって、認可者が県になるのか、町になるのかということで違ってきますけれども、18名以下であれば町長の許可でいいということでもあります。

佐多の山村交流センターを考えておられるという答弁でしたけれども、この18名以下の利用の考えでいいのでしょうか。お伺いいたします。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

今、議員がおっしゃったとおりでございます。地域密着型通所介護という区分での実施に向けて調整中でありまして、冒頭町長からもありましたとおり、その許認可は町でございまして、その為に今議会に条例改正案もお願いをしているところであります。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

開設したい法人が認可申請が来たら町長の認可申請で済むわけですので、急いでいただきたいと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、1から3につきましては、介護保険事業で定められた人員配置や利用者の送迎というのが基準で定められていますので、そこを申請が来たときしっかり確認をして許可をいただきたいと思っておりますけれども、あとは、設備に関する基準でありますけれども、風呂とか大広間、食堂があるので交流センターを選定されたと思っておりますけれども、その厚労省のマニュアルでは、車椅子がトイレや風呂に行ける、或いは、またスロープがある。風呂場や通路に手すりが必要にならない。消防設備は消防法の基準に適合した施設であると。食堂については、環境衛生に配慮した施設でなければならないということになっておりますけれども、今のところ、交流センターについては、そのようなことがなされておられませんけれども、この車イスが行けるスロープや手すりなどは、今後改修される計画なんでしょうか。お尋ねいたします。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

まず、基準につきましては、厚労省令であります指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定に基づいて実施することになります。

ただ、詳細につきましては、今から条例を審議いただいてということで、その後細かいところは申請の段階で詰めていくということになろうかと思っております。

ただ、今のところ、大きくは料理を作るスペースもあり、お風呂もありということで、大規模な改修というのは今のところは考えておりませんが、繰り返しになりますけれども、事業者との協議が今後必要になります。ただ、申し添えますけれども、あくまでも教育施設を使うことになりますので、可能な範囲、また必要最小限というところで工夫をしなければならないのかなというふうにもお考えております。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

そこは、安心安全に使えるようにしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、もう1つですね問題は、交流センターは、夏休み、春休み、5月の連休などで高校生・中学生、鹿児島高専も来ますけれども、スポーツ少年団、サッカーの合宿があるんですね毎年。そのような時、利用の取組みを考えないといけないですけど、そこまで考えていらっしゃるのでしょうか。

町長（石畑博君）

おっしゃるとおり、それが一番ネックでございまして、今も多くの方が利用もしていただいております中で、本当にこの現真寿園さんをお借りできればこれが一番理想なんです。しかしながら、法律の制約という部分でございまして、今交流センターという部分で一番先に着目しまして、その中で一番マックス可能ではないかとい

う判断に至ったところでは、今現在も夏の期間中の利用等もありますので、利用の色々な対応の仕方については、今詳細についてを介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

交流センターは教育施設でございまして、当然、合宿もあるということでございまして、そもそもの目的に応じた施設であるべきでございますので、デイサービスが入ったことによって合宿が出来なくなるということはないように調整はしたいとふうに考えます、ということでございますので、利用が正式に決まりましたら、こまめにスケジュールチェックをお互いしながら運用をしていくということになるかと思っております。

12番（木佐貫徳和議員）

利用が重ならないように調整していただきたいと思っておりますけれども、先ほど町長が、1つの施設で2つは利用できないということなんですけれども、厳密に言うと、厚労省のマニュアルは、単独で通所デイサービス事業というのは専用でなければならぬというふうになっているようであります。

そこで、厳密に言うと、他の利用が出来ないんです、厳密に言うんですね。

だから、今回は急いでいる関係でかたの部分は調整がしていただきたいと思っておりますけれども、そこで私の提案なんですけど、佐多地区には、旧小学校が耐震診断も新しい診断基準で出来た学校がいっぱいあります。

それで、防火壁が設けられていて区分ができるんですね。ですので、どっかですね、どっかの小学校をデイサービス専用でリノベーションできないかというふうに感じるんですけれども、そこは、募集をかけた時、やりたいという方がいらっしゃったら協議の上だと思っておりますけど、町が改修して貸出すのか、やりたいという方が改修するのと思うんですけれども、専用のデイサービスを作るということに町長の考えはないのでしょうか。ちょっとお願いいたします考えを。

町長（石畑博君）

デイサービスは、さっきも申し上げましたけれども、真寿園さんのところを利用するのがもう理想の形でありまして、全ての資機材も揃っております、デイサービスの運営上も何も問題はないです。

一番は、やはり真寿園さんの関係の皆さんにご理解いただいて、デイサービスを同じ真寿園内でしていただくのが一番理想ですので、そこについても、引き続き、要請はしていく予定であります。

どうしてもその法人としてのそれがお受けいただけないとなれば、今、木佐貫議員がおっしゃいましたとおり、学校施設がいくつか空いておりますので、その施設を利活用するのも一理ありまして、新たな投資でするのはもう考えていないところではあります。

そういった中では、令和6年度末、再来年の3月で佐多小・中が一貫になりますので、その中で、佐多小学校が今度は空いてきますので、そういった話も若干のこの話も出ているところであります。

それをするにしても、大きな投資に町がするにしても事業者さんがするにしてもなりますので、順番としては、今、現真寿園さんの部分で、やはり、特別養護老人ホームとデイサービス併設で、非常に施設も良い施設ですので、そして、また送迎

の車等も十分に準備がしてありますので、それを1番目にさせていただいて、次にもしもうどうしても不可能であれば、今おっしゃられた空いた小学校等を利活用していくことが一番大事なかなと思いますので、考え方としては今そういった整理をしてるところでございます。

12番（木佐貫徳和議員）

私は、個人的に場所としては、緊急時対応医療機関を定めなければならないというマニュアルになっておりますので、郡診療所がある、隣の郡小学校跡地が一番いいんじゃないかと考えますので、そこら辺は検討いただきたいと思います。

今度、9月議会で条例改正案を出されるということですが、見込みとして、いつ頃からこの通所デイサービスというのは始めることができるという見込みでしょうか。お願いいたします。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

いつか、いつからかというところは、まだ見込みは立っておりませんが、当然我々も、相手方の事業者も、とにかく早くサービスを開始するということは当然一致しておりますので、スピード感を持って対応をしていきたいというふうには思っております。

12番（木佐貫徳和議員）

できるだけ早くこの通所デイサービスがスタートできるように、高齢者の方々が安心して通えるように取り組んでいただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（松元勇治議員）

次に幸福恵吾議員の発言を許します。

[10番 幸福 恵吾 議員 登壇]

10番（幸福恵吾議員）

先に通告いたしました一般質問として、職員の働き方について伺います。

第①項令和4年6月の一般質問で、町長から業務の効率化と、既存事業の見直しを実施するということでしたが、業務内容はどう変わったか、伺います。

第②項職員の病休取得、早期退職の状況を、町長はどう考えているか伺います。

第③項今後の職員の採用や、配置についての方向性を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

幸福恵吾議員の第1問、職員の働き方についての第①項、令和3年6月の一般質問で、町長から業務の効率化と既存事業の見直しを実施するということであったが、業務内容はどう変わったか、伺うとのことですので、

就任以来、庁議などの幹部会において、業務の効率化と既存事業の見直しを、

各課や各係に求めております。その中で、やり方を見直し、業務の効率、改善につなげた事業や、既存事業同士を合わせて相乗効果を出しつつ、業務量を削減出来た事例も出てきております。今後におきましても、各係をワンチームとした業務改善を推進していきたいと考えております。

10番（幸福恵吾議員）

今の町長からの答弁の中で、具体的な事例がなかったんですが、町長の中で、業務の効率化や事業の見直しが、思い描いていたとおりに進んでいるという認識でよかったですでしょうか。

成果として、数値に出せない部分があると思いますが、職員の負担、軽減の実感であったり、町民がサービスの向上を感じるという部分は、確実にその事業の見直しで必要な部分だと思うんですが、町長はどうお考えでしょうか。

町長（石畑博君）

職員数も減ってきてる中でもございますけれども、その中で、可能な部分は、それぞれ業務の内容、質、そしてまた、あわせてできること等を含めて、いろんな部分が出てきております。課の合わせとか、そしてまた必要な部署への配置とか、そういったことも出てきております。詳細な今の議員がおっしゃいました中身については、これまでも町民世論等も加味しながら、いろんな意味で、業務のいろんな在り方については議論をしておりますので、その部分は総務課長のほうに答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

直近のイベントで申し上げますと、花火大会と踊る野菜収穫祭を同時開催として相乗効果を出しながら、コストダウンをした例や、職員の勤怠管理につきましては、紙の簿冊で行っていた管理を、令和4年度から電子申請に切替えたことで、入力者と管理者の両方を、業務量の削減が図られたというふうに感じております。

10番（幸福恵吾議員）

具体的な事業の見直しについては、イベントの合同開催で労力をカットしたという部分と、業務のデジタル化っていうところあったと思うんですが、私が先ほどお聞きしたのは、町長の実感として業務が効率化されて、職員の負担が軽減されて、私が令和4年の6月に言ったのは、業務を削減して、今の時代に必要な事業を入れていってはどうですかという話を、スクラップアンドビルドという話をしたと思うんですが、そこに関しての町長のご意見はどうでしょうか。

町長（石畑博君）

業務の中で、細かいのは幾つもありますけれども、私が思う中では、職員がいわゆる決裁とかいろんな部分にも簡略した流れの中が出てきたこと、そしてまた、会計年度職員の配置をかえたりとか、そしてまた、可能な部分は民間委託等していくべきという考え方であって職員がどう思っているかという部分等については、これまで、直接的に伺ってはいませんが、いろんな会話の中では、例えばさっき言いました、夏祭り等のそれから踊る野菜の合同の開催とか、そういったものも含めまして、これまでよりは、職員の中でも行事が減ったという部分には

感じているんじゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、佐多岬雄川の滝等についても、連休、お盆、それから盆、正月等についても職員にしておりましたけれども、今は外部委託をして、所管の企画観光課が、状況を見に行くという感じの中で、それ、そういった意味での職員が出ることには、大分減ってきたのかなということで、感じているのかなと思っております。

10番（幸福恵吾議員）

今の町長からの答弁いただいた内容では、この業務の効率化や事業の見直しがうまく評価出来ていないと思います。

ここは職員の実感であったり町民のサービス向上というのをきちっとやっぱり評価すべきだと思います。なので、今職員へのアンケート等を実施していると思いますが、公表できる内容として、そういった業務の効率化を感じたりとか、そういった部分をアンケートでとっていただいて、していただけたほうが分かりやすいのかなあとと思います。どうでしょうか。

町長（石畑博君）

職員は職員団体の中で、そういった部分で発言の機会もありますので、職員団体とは、年2回は私も直接交渉しまして、職員が申し上げている要望の部分と、使用者労働者の関係で、私は使用者としての立場の関係で、お互いが意見を出した中でそれをすり合わせた形で、業務を進めておりますので、双方に100%は満足は出来ませんが、その中ですり合わせをした形で、職員団体とも協議をしておりますので、その中での話も議論の中としては双方理解していることではないかというふうに思っております。

10番（幸福恵吾議員）

後ほどの質問ともちょっと重なってくると思いますので、第②項のほうに進んでいただければと思います。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に幸福議員の第②項、職員の病気休暇取得、早期退職の状況を町長はどう考えているか伺うとのご質問でございますが、職員の病気休暇の取得について、1か月以上の取得では、令和2年度は4人、令和3年度は2名、令和4年度は2名となっております。一方、定年以外の退職は、令和2年度は2名、令和3年度は1名、令和4年度は3名となっております。

病気については、できることであれば全職員が健康で働けることが、理想的ではありますが、取得割合が1.6から3.3%と、他の自治体と比較しても突出して高い割合ではないと感じております。

また早期の退職においては、ご本人の人生設計の中で、ご本人が望まれる選択をされた結果として受け止めております。

10番（幸福恵吾議員）

病休の取得についてなんですが、昨日ちょうどKYTのニュースでやってたんですが、県の教職員、令和4年度の病休の取得が142名県内でとられているという事で、3年連続で100人を超えたということで、これ私とらえてるのはやはり全国的に、この公務員というのがどうしても時代の中で、非常にやりづらい、やりづらい環境に置かれている状況が多いのではないかというふうに感じています。これは、感じるのは私だけではないと思います。

でですね、早期退職については、今の時代、終身雇用制にとらわれず、自分の培ったスキルを生かすことができる仕事に転職するっていうのは珍しいことではないと思います。

私自身も、23歳から県の教職員として勤務しましたが、11年間勤務をして退職しました。退職して11年経った今でも退職した理由について考えます。自分の弱さだったのかなとか、正しい選択だったのかなとか、そして今、ただですね今退職してよかったと思っています。

それは、自分の考えとか、自分の強みとか、それをある程度自分の選択で自由度を持って、この地域の中で、ある程度生かされていると感じるからです。仕事に対しても、やりがいや達成感、大変なこともありますけど、うまく出来てないところもありますけど、そういったものを得られているからです。

ただし一つやっぱ残ってるのは、退職時、当時の上司に対する不信感、今後、仕事を続けていく上での失望感を覚えるほど、仕事への意欲低下も感じていました。新規性のある取組については、前例がないと突っぱねるのに対し、責任だけは背負わせる。自分の立場の保身しか考えない上司であり、こんな人の下で働きたくない、年を重ねてもこんなことしか言えない人間にはなりたくない、正直なところそういった考えも退職の理由になっていました。

でですね、今現在、職員からこういった声があります。今の役場には夢が持てない。コロナの影響か、旧態依然の組織の在り方が原因かは分かりません。今は自分のことが精いっぱい。隣の同僚を支える余裕がない。孤独感や心身が疲弊し、退職や休職者、病休の職員が見受けられます。人海戦術や精神論で頑張る時代は終わっています。全ての役場の仕事に直結するデジタル技術による業務効率化、合理化を進めマネジメント力の向上による現場の環境整備、組織再編など、行政改革は急務です。職員が笑顔で仕事に取り組むことこそが、町の発展につながると思います。

もう一つあります。役場職員が途中でやめる時代になりました。ここ数年、特に顕著に、そして、これからもありうる話です。働いている同僚が退職する、休職する、こんな悲しい話はありません。世の中は、人材不足しているので、働きやすい職場環境や組織づくりが必要だと思います。環境を整えるためにも、職員もスキルアップ、職員組合もスキルアップ、そして上層部のマネジメント力アップがないと組織が、疲弊してくると思います。こういった意見がありますが、町長はどう考えられますか。

町長（石畑博君）

今のご意見は、ご意見として受け止めます。ただ、職員団体との中での話で、毎年職場討議等もやっておりますので、さっき言いましたとおりそれを100%全て満足できる環境には難しいです。一つずつでも、環境を変えていくべきかというふうに思います。

今おっしゃった意見が職員全部の意見としての意見ではないと思います。そういった中で、早期の退職の方々の部分もございましたけれども、ここ1年2年は、それぞれが皆さん全てそれぞれの目的があって、今議員がおっしゃいました自分の履歴をおっしゃいますけどそれと同じで、新たな道で農業に携わる職員もいれば、そしてまた、今回この6月に2名退職しましたけれども、この2人も皆さんの前で、自分の新たな思いをきっちり言われて、人生の自分の家族との協議の中で、転機として迷惑かけますけれどもということ、新たな職にお2人もついておりますので、その職場環境が悪くてという部分の表現は私としては、それを受け止めることには出来ないとおもいます。

10番（幸福恵吾議員）

これは職員からもらった意見なんですけれども、町長は、全てを受け止めることが出来ないとおっしゃったんですけど、私はまず受け止めるべきだと思います。一人一人の意見を。それを全て、（途中町長の声あり「・・・」聴取不可。）はい。そうですね、はい。ただ、ここに上がってくるということは、町長が職員の意見を吸い上げてることを職員の組合と、組合という言葉、使われましたが、組合ではなく、一人一人の職員との向き合い方が足りないのではないかと私は思っています。組合だったり、管理職だったり、それは縦の関係がありますよね。つながりがあって直接的な意見を持つ職員との対話ではないと思います。そして、言いつらい雰囲気っていうのが、出来ているのではないかと思っています。

ちょっと客観的に見たときに、組織としての在り方、在り方というか、形として、トップダウン型という形と、ボトムアップ型という形があります。トップダウン型というのは、会社やチーム全体の意思決定をトップレベルのリーダーのみで行うものです。ボトムアップっていうのは、そのような意思決定において、全てのメンバーに発言権を与えるものです。

そういった今の町長の今のこの心の持ちようがどうしてもこのトップダウン型に偏ってるのではないかと私は思います。職員の意見を全部は取り入れられないんだけど、とにかく聞いて、そして取り入れるところは取り入れて、という形のその、町長のこの心持ちっていうのが私は持っていたきたいというか、そういう職員に対しての態度として、対応として見せていただければと思うんですが、町長どうでしょうか。

町長（石畑博君）

今おっしゃるような、トップダウンのこれしなさいとかそれは強要という意味にとられがちですけどもそういったのはありません。

予算査定の中でも各課がそれぞれの課内で協議をして、その協議の議論の結果で、今年はどういった事業をやりたいというのが通例でございます。

私の政策上の中で、ある部分については理解を求めて、そしてお願いもしておりますけれども、常に職員が起案決裁等に来たときには必ず声をかけるようにしております。そのことはしております。ただ、町長室まで起案の必要のない部分については、そこまでありませんけれども、対話の部分という部分では、私もいろんなイベントは全部出ていきますので、そういった中で、職員等の話をしますけれども、企てて今おっしゃったそういった意見に対する部分で接する機会というのはつくっておりませんけれども、それが必要であるということであれば、議

員に話をされた職員も含めて、そういった方向は変えていきたいと思います。

10番（幸福恵吾議員）

どうしてもですね町長の口から、今の形で間違いはないと、トップダウンに偏ってないというふうに、口調がどうしても聞こえてしまいます。やっぱそこなんじゃないかなと正直思います。

職員が、私が上げた意見は、本当に一部の職員も確かに意見です。一部の職員の意見です。ただし、本当にこういう思いを持つてる人が何人いるのかなとかいうことをもうちょっとこう、考えていただきたいなと思います。考える、評価する、実際の対応が足りないのではないかと考えています。

実際私の予測では職員は、もう言えないと、言いたいことが言えないと。言えないと。上司にも言えない。管理職にも言えない。当然、管理職から町長に渡ったときに、自分の評価がどうなるか。正直言って、恐れてるのは1番は人事だと思います。自分の人事が思いのとおりに行かないところに行くんじゃないかと。自分のやりたいことが本当に今以上に出来なくなるんじゃないかっていうのを恐れてるんじゃないかと。どうしてもそういう悪い方向に私は考えてしまいます。そういう風通しが悪い職場には絶対にはしてはいけないと思っています。

特にこの南大隅町役場自体はですね。私のほうは思っています。こういった私の発言で、職員の味方になってくれてありがとうって前回の一般質問ときも、そのあと言われたんですけど私はもう全然そういう考えはなくて、実際なぜここで、職員の話をしてるかという、職員は貴重なやっぱ地域の人材なんですよね。前も言ったと思うんですけど。町の中でこれだけ高齢化率が高まった町の中で若い人材、人材が集まっている民間の事業所なんて、ほかにはないんですよ。

そして、税金を含めた町の予算の使い道が、役場に委ねられているわけですねほとんどが。町の予算をどう使って、町としてどう動くのか。当然役場職員だけじゃなくてできることは地域全体として。そういった旗振り役をしていただきたいんですよ。そこの余力を出してください。そこをしてほしいですということ言ってるんです。

しかも、自治体から申請出来ない補助金もたくさんあります。自治体にしか詳しい情報が入ってこない。そういった補助金もたくさんあります。そういったものをできるだけとってきてほしいんですよ。

で、やっぱ思うのが、今の業務にはしてはいけない仕事がないか。やめなければいけない仕事。一方で、したほうがいい仕事、あるいはしなければいけない仕事というのがないかっていうのをもう一度見直していただきたいと思います。

これはもうしてはいけない仕事ってのは要らないというのではなくて、業務委託、アウトソーシング、非常にそれにもすごく難しい課題はあると思うんですけど、これはもう短期では出来ないけど、長期のスパンをもってでも、課題を明確にして、それに向けてやっていこうよっていう職員も含めた職場全体の取組ってというのが必要ではないかなと思うんですが、町長どうでしょうか。

町長（石畑博君）

今言われたことはですね、常日頃心がけております。そういった中で、ご指摘の部分については、それはあると思いますよ。ですから町民が、お1人でも、いろんなご要望があればそれも聞きますよ。そういった部分について多彩な経験を

職員もして行って、そして、町民に向けて、いろんな対応が幅広くできる職員じゃないといけないと思います。

そういった意味では、毎年の予算の中で続けて行って、ある程度定着した事業とか、そしてまた、制度の仕組み等も変えたりとか、そしてまた町の条例上で変えられる部分は変えたりとか、それについては取り組んでおりますので、細かく言うといろんな部分があると思いますけれども、少なからず私も町民の皆さんが、不平不満がないように公平な町政に心がけております。偏った予算、そういったものもする気はございません。

そして新たに今おっしゃいました、国県の補助金等々もありますけれども、これは所管の課が必要とする部分について、いろんなご提案もありますので、その中で提案として必要、あがった分については、判断をして、提供しているところであります。そういった中で、職員のスキルが云々ということもありますけれども、職員は職員で、やはり仕事をする中で、町の町民の公僕としての町の職員としてのそういった意識づけも必要だと思いますので、そこに、別に私が職員が仕事に対する意識が下がるような、そういった部分での発言をいたしておりません。

10番（幸福恵吾議員）

今、地域の中でも、声というか上がってくるところもあると思います。職員がもっと頑張らんといかんとか、何をしてんだとかという声も、当然聞こえてくると思います。

それはなぜそういう声が聞こえてくるかという職員が悪いというよりは、地域に人材が不足してるんですよね。出来ないことが増えている地域として回っていないから、職員に何とかしてくださいっていう思いだと思うんですよね。だからそこで職員がじゃあそれを具体的なことに言われたことを頑張れば解決するかというそれは解決しないと思うんですよ。

で、何をしてほしいかという先ほど言ったように、本当にもう具体的ないろんな事業、本当にしてはいけない事業というのはもう切捨ててもらって、本来本来にまちの中の課題、というものが解決していくような中枢として、動けるように、やっぱこの根本的な課題をやっぱ解決するように動くということを見据えて、動いていただきたいなと正直、思います。

で、私、町長から何度も公僕という、職員が公僕だっていう言葉を前回の質問のときもお聞きしたんですけど、私すごくそれに違和感を覚えるんですよ。特に町長の口から出ると。職員が自分から私は町の公僕ですって言ったら、すごい何ていうかな、町のために頑張ってくれてるんだっていうのを聞くんですけど、町長から言うとやっぱちょっとやらされてる感じ、もっと頑張れよ、もっとしっかりやれよっていうふうに感じると思います。それも個人の感じ方だと思いますけど。ただ町長は、今役場の職員、町長というトップと、職員とはちょっと隔てた存在だと思うんです。だから、町長の、言葉を使わないでくださいとかそういうものじゃないですけど、そういう印象として私は受けていて、そしてそういう印象のもと、トップダウンという印象を受けてるんじゃないかっていうのをやっぱ考えていただきたいなと思います。

今日、私がこうやって質問してる意見を庁舎内にも流れていますし職員が聞いてると思います。これをポイントにしてもう一度やっぱ職員の意見を聞いていただく機会というか方法を探っていただければと思います。

町長に対して、やっぱ意見をぶつけてくる職員ほどやっぱ大事にさせていただきたいなというのは正直思います。そうやって、正直ですね覚悟は絶対要ると思うんですよ。覚悟を持って意見ができる人ほど評価されるべきだと思います。意見を言うってことです。内容はどうかというのはこれはもう別だと思っただけです。もし町長からの提案に対して意見があるのに言えない、やっぱそんな雰囲気職場ではやっぱりいけないですよ。風通しが悪過ぎます。

今現場にいる職員だからこそ見えるものもありますし、やっぱそういったもう直接的な言いやすい雰囲気のもと、やっぱり必要なところは討議をして、そして、町長のこれまでの経験をもとに、判断をもっと根拠を持ってぶつけたいと思います。自分が言っていることが正しいんだとか、職員が言っていることをここを取り入れるとか。言ってきたことに関してはもう言ったからどうこうじゃなくて言ってきた、逆に言ってきたら、よく言ったぐらいの気持ちで、あとはもう、もうやらんか責任はおいがとって、ぐらいの広い気持ちで、新規事業を任せる、そういった体制を目指していただきたいなと思います。

どうしてもその数値とかじゃなくて、私の、本当に一方的な思いのところもあると思いますが、これ、町長感じ取っていただいて、できるもう少し職員の意見を吸い上げるというか、言いやすい環境という、やり方もあるかもしれないです。そこも考えていただければなと思います。

では第③項をお願いします。

町長（石畑博君）

今のこのご質問にちょっと補足して答弁させていただきます。公僕と言うのは当然いろんな部分の挨拶等でもしておりますので、それは公僕の使い方の部分は、今の幸福議員の考え方は考え方、私は私の考え方で、職員は町民のために働くのが公僕でありますので、そこについての使い方はこれまで同様に変えていくことはないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

そしてまた後段でおっしゃいました部分については、特に町長室そのものに来る職員は多いです。だからごく一部の職員がじゃあ行きにくいという環境であれば何がしかのことはあると思いますので、そこについては、また各課長を通じて、会話の機会をつくるような形でしていきたいというふうに思いますので、そういった方向であることをご理解ください。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、幸福議員の第③項今後の職員の採用や配置についての方向性を伺うのご質問でございますが、今後の職員の全体数については、公共サービスの水準を将来的に維持できる数値を念頭に置きながら、定年延長を踏まえた高齢による退職減に対し、それを補う新規採用の数が、基本的な方針となります。この基本的な方針に対し、人口減少や、デジタル技術の革新といった要因を加味する形で、採用数や採用職種を見極めていかなければならないと考えております。

また、職員の配置につきましては、希望聴取と人事評価を参考としながら、総合職として、地域に頼られる役場職員を目指すことから、定期的な人事異動による総合的な自治事務の知識習得にすることを基本的な考え方としております。

10番（幸福恵吾議員）

今後の採用配置についてなんですけれども、今、人事異動に関しては町長のお考えがあつてのことだと思うんですが、前回も言ったと思うんですが、もう少し一般職であっても、少し職員に合った仕事、事務職であつたり、あるいは企画だつたり、そういったものを、もう少し聞き取りをした中で生かすっていうところが、考えを持っていただきたいのは、様々な仕事を経験させて、そしてマネジメント力を高めるといふ、当然そういった、もう分かるんですけれども、どうしても限られた人材の中で仕事を執行していくとなると、業務の交代があつたときに引継ぎがうまくいかなかつたり、どうしても引継ぎが多くなつてしまふとそういった中で、通常やっていた業務課題であつたりとかが分かり分りにくくなつてしまつたりそういったところがあるのかなあとお思いますので、職員の希望を全て通すというよりは、職員とそれこそ対話しながら、そういった、人事配置等も考えていただければと思います。

そして、当然職員が少なくなつていふ中で、管理職についてなんですけれども、管理職に昇格したい職員もいるということもお聞きしますが、そして業務の改革も含めて、ほかの市町村でも、取り入れられてることがある、外部人材の登用については、お考えではないでしょうか。

町長（石畑博君）

外部人についてはですね、これまでに鹿児島県からの登用等もございました。今の現段階への、外部人材の登用等の考え方については総務課長がまとめておりますので答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

外部人材の登用のことだと思いますけれども、これまで鹿児島県との人事交流の中で、建設課の管理職、あるいは、介護福祉課への管理職の配置の実績がございます。

また民間からの人材登用につきましては、法制の見地からも、地方公務員法に基づく、任期つき職員で対応することになることから、本町では、今のところ事例がないところでございます。

今後も、民間のノウハウを取り入れながらマネジメントの必要性は感じておりますので、そこらも含めて今のところはありませぬけれども、検討してまいりたいと思います。

10番（幸福恵吾議員）

この外部人材、登用することで、当然、そこまではないと思うんですが、管理職になりたくない人をならせるっていうのは、当然あつてはいけぬわけで、そして外部人材を登用することで非常にリスクもあると思うんですが、新しい風を入れる、力を入れたい事業に関して、もう革新的なメスを入れるという形では、例えば2年とか3年とか契約の中で、積極的に登用する制度をつくつてもいいのではないかと私は思つておりますので考えていただければと思います。

最後に、私は、今日色々町長に言ったんですが、町長が着任したと同時に、私も議員になつて、これまで私の考えや思いに対して、しっかりとした返答や対

応してくださってきました。一般質問も、普段の会話にしてもですね、本当に私が納得できる形での返答をしてくださいました。

石畑町長が町民に選ばれた理由っていうのは、これまでの行政経験をもとに、しっかりと判断で町の様々な課題に向き合ってくださいということだと思います。

ですね、任期があと1年半ほどだと思うんですけども、正直、焦らずにですね、私はもう4年じゃやりたいことは出来ないと思います。ぜひ町長にはしっかりした思いを持って、最低でももう一期はしていきたいという気持ちはもう個人的にはあるので、そこをもう一度、1年半で全てやり切るんじゃないくて、特にこの1年でやり切るんじゃないくて、もうちょっと先を見据えた、事業への考え方っていうのを落ち着いて持っていて、職務にたっただけだと思います。

特に、現場の職員の話もしっかりと聞いていただいて、この役場の中で、夢が溢れてること、課題はいろいろあるんですけど、夢を持って、いろいろやって、失敗することもあるかもしれないんですけど、まあ、やってみようという事業、そういったのも慎重さと、やっぱ大胆さと、そういったのも、出していただきながら運営をしていただければと思います。

町長のご意見を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

町長（石畑博君）

ご意見につきましては大変ありがとうございます。先ほど、管理職に登用の部分で、なりたい職員がいるかっていうと、ほぼないです。

移行希望調査等もとりますけれども、その中では、ほぼほとんどが希望しないがあります。そういった中で、登用をしていかなければなりませんので、職になくても給料はどんどん上がっていくんですよ。上がっていくときにやっぱり職員としては責任あるそういった、役職に就くべきということで、今ちょうどもう50代の職員も非常に多くなりますけれども、女性職員が非常にその中では多いところですよ。もう今後は女性職員の比率が、増えていく形になるのかなというふうに私なりに思っております。そういったこともご理解いただきたいと思います。

そしてまた職場環境の改善については、当然町の職員として働くには、毎日が楽しく仕事ができる、それが1番理想でございます。

職員の中でもいろんな専門職、そしてまた一般の事務職、いろんな方々の職種の方もいらっしゃいますけれども、まずは幅広く行政全体を、職員が、基本的な部分はみんな知ることが大事でございますので、そういった中で、今、一部の職員と言われましたけれども、そうして、議員のほうにいろんなご意見をされたということ、ここについては真摯な形で受け止めて、今後の、対話という部分では、そういった部分で、職員が身近に気軽にお話ができるような形の、そういった形も整えていきたいというふうに思っております。

基本的には職員も、やはり職場が、働きやすい職場でないといけませんので、そういった環境になるべく地域住民に、頼られて、そしてまた、地域のために、働いていただけるような、そういった環境づくり、また、いろいろ今日、議員からお伺いしましたことを参考にして、町政に努めて取り組んでいきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（松元勇治議員）

これで一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11：13

～

11：25

（休憩中 全員協議会 11：20～11：25）

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第2 承認第2号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

議長（松元勇治議員）

日程第2 承認第2号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

承認第2号は、令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてであります。

本件は、九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定請求の署名簿審査等に係る経費の執行について、去る8月7日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億2千6百37万3千円としたものであります。

歳出予算では、時間外手当や委員会開催などの経費を計上し、歳入予算では、所要の財源として県支出金を計上いたしました。

以上、よろしくお願いたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

▼ 日程第3 報告第9号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議長（松元勇治議員）

日程第3 報告第9号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

報告第9号は、令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてであります。

本件は、台風6号による災害復旧事業に係る経費の執行について、緊急を要したため、去る8月9日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千8百7万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億4百45万円とするものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算では、町道、農道及び林道の崩土除去や路肩補修に伴う修繕料や設計委託料の他、町有施設、設備の修繕等に係る経費を計上し、歳入予算では、所要の財源として、財政調整基金を計上いたしました。

以上、よろしくお願いたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第4 同意第15号 教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第4 同意第15号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

同意第15号は、教育委員会委員の任命について同意を求める件についてであります。

本町の教育委員会委員に、南大隅町佐多伊座敷3590番地、蓬萊彰氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第15号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数 （ 全 員 起 立 ）

議長（松元勇治議員）

起立多数です。

したがって、同意第15号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

1 1 : 3 1

～

1 1 : 3 1

（ 木佐貫徳和議員 除斥により退室 ）

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き、再開します。

▼ 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件を議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について意見を求める件についてであります。

本案は、令和5年12月31日をもって任期満了となる木佐貫徳和氏を再任するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聴いて候補者として推薦するものであります。

ご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人権擁護委員の推薦適任者であるという意見としたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件は、推薦適任者であるという意見にすることに決定しました。

暫時休憩します。

1 1 : 3 2

～

1 1 : 3 3

（ 木佐貫徳和議員 入室 ）

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き、再開します。

▼ 日程第6 議案第10号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第6 議案第10号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第10号は、南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、個人番号カードの交付を受けた登録者が、自ら個人番号カードを添えて印鑑登録証明書の発行申請を行う場合は、登録書の添付がなくとも発行可能に

なることでもあります。

また、マイナンバーカードを用いてスマートフォンへ電子証明書の登録をすることにより、スマートフォンだけで安全・便利にオンラインサービス等の享受が可能になることでもあります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 議案第11号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第7 議案第11号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第11号は、南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、本町の介護福祉サービスの維持・充実に図り、出来る限り住み慣れた地域で生活が維持できるように、所要の改正を行うもので、具体的には、地域密着型通所介護に関する規定を追加することにより、小規模事業のサービス提供も実施可能とするものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第8 議案第12号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について

議長（松元勇治議員）

日程第8 議案第12号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第12号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について議決を求める件でございます。

本件は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の伊佐北始良環境管理組合が令和5年4月1日付けで伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴い、同組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 9 議案第13号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について
- ▼ 日程第10 議案第14号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第11 議案第15号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第12 議案第16号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第13 議案第17号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第14 議案第18号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（松元勇治議員）

日程第9 議案第13号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第14 議案第18号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第13号から第18号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号は、令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4千万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億4千4百45万3千円とするものであります。

歳出の主なものは、保育所等整備事業、コロナワクチン接種事業の他、園芸産地再生産支援事業、町道維持補修事業などに係る経費でございます。

歳入は、地方交付税、国庫支出金、県支出金などを計上したものであります。

また、地方債補正では、限度額の変更を行っております。

次に、議案第14号は、令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4千3百1万6千円とするものであります。

今回の補正は、人件費及び通信費の調整を行ったものであります。

次に、議案第15号は、令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3百24万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4千2百5万3千円とするものであります。

今回の補正は、前年度の精算に係る支払基金交付金の返還に係る経費を計上したものであります。

次に、議案第16号は、令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1千5百10万5千円とするものであります。

今回の補正は、需用費の調整を行ったものであります。

次に、議案第17号は、令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8千90万3千円とするものであります。

今回の補正は、維持管理適正化計画に係る委託料及び燃料費の調整を行ったものであります。

次に、議案第18号は、令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、収益的支出から、3百15万円を減額し、収益的支出の予定額を3億9百21万4千円とするものであります。

資本的収入においては、1百70万円を追加し、資本的収入の予定額を3百20万円とし、また、資本的支出にも、1百70万円を追加し、資本的支出の予定額を1億2千2百70万7千円とするものであります。

今回の補正は、人件費の調整の他、配水管布設替え工事及びシステム改修などに係る経費を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

総務課長（熊之細等君）

それでは、議案第13号 一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

まず、歳入のほうから主なものをご説明いたします。

10ページをお開きください。

11款地方交付税に、今回の補正に係る財源調整としまして6千96万4千円を計上いたしました。

続いて、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金1千1百3万9千円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として計上いたしました。

続いて、同款2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金2千2百65万8千円は保育所等整備事業として、2目衛生費国庫補助金1千88万4千円は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金としてそれぞれ計上いたしました。11ページをお願いします。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金1千7百37万7千円は、園芸産地再生産支援事業として計上いたしました。

次に歳出でございますが、主なもののみ説明させていただきます。

まず、各費目において、人事異動に伴う職員等の人件費の増減額を計上しております。

13ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、7目自治振興費、18節負担金補助及び交付金に、地域振興施設整備事業として5百99万3千円を計上いたしました。

次に、16ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金に、保育所等整備事業として3千2百99万5千円を計上いたしました。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2千8百78万5千円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を計上いたしました。

17ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費ですが、18ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金に、園芸産地再生産支援事業として1千9百11万5千円を計上いたしました。

続いて、同款2項林業費、2目林業振興費、7節報償費6百28万円は、有害鳥獣捕獲に係る謝金でございます。

19ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費6百50万円は、商店街街路灯新設改修事業に係る設計委託料として計上いたしました。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費1千4百50万円は、町道塩入中線の路面補修事業として計上いたしました。

次に、地方債補正ですが、6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正については変更でございますが、合併特例事業の限度額を3千3百40万円に変更し、地域振興施設整備事業の財源とするものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（坂口達郎君）

次に、議案第14号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

9ページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費74万4千円の追加であります。人件費の調整などと、それに伴う前ページ8ページ、3款繰入金の調整であります。

以上、ご審議ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

次に、議案第15号 介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、9ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に、前年度支払い基金交付金の精算に伴う経費として3百24万9千円計上いたしました。

次に、歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に、今回補正の所要の財源として3百24万9千円の計上でございます。

次に、議案第16号 介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

9ページをお願いします。

まず、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費に、今後の所要見込額の調整として需用費18万円を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

今回補正の所要の財源として、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に4万円、3款諸収入、2項雑入、1目雑入に14万円の計上でございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（坂口達郎君）

次に、議案第17号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目農業集落排水事業費73万8千円の追加であります。維持管理適正化計画策定業務委託料と、燃料費の追加分と、それに伴う歳入8ページ、4款繰入金の調整であります。

以上、ご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

建設課長（中村喜寿君）

続きまして、議案第18号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書5ページをよろしくお願いいたします。

収益的支出の1款事業費用、1項営業費用、4目総係費に3百15万円の減額につきましては、人件費の調整と、上水道システムのインボイス対応のための負担金等を計上しております。

6ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出からご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目設備改良費に、町道塩入中線配水管の布設替工事請負費1百70万円を計上しております。

収入としまして、1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良企業債に、工事請負に係る設備改良費の1百70万円を計上したところでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月20日は、午前10時から本会議を開きます。

9月12日は、常任委員会となっております。

本日は、これで散会します。

散 会 : 令和5年 9月 8日 午前 11時55分